

# 枚方市公民連携プラットフォーム 登録・提案要領

## 1. はじめに（公民連携プラットフォームとは）

枚方市は、民間事業者や大学・研究機関などの皆様（以下、「事業者」と総称します）と連携し、市と事業者それぞれのアイデアやノウハウを活かした取り組みによって、本市が抱える様々な課題を解決し、枚方の魅力を高めるため、「枚方市公民連携プラットフォーム」（以下、「プラットフォーム」といいます。）を構築しています。

プラットフォームには、事業者との連携により解決を図りたい枚方市の“課題”を掲載し、事業者の皆さまに、課題の解決に向けた事業・実証実験等の取り組みやアイデアの提案を行っていただきながら協議を進め、公民連携の取り組みにつなげていくものです。

また、市の募集する課題以外にも、自由に公民連携の取り組みのご提案を常時募集しています。

市ホームページ「枚方市公民連携プラットフォーム」 <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000028618.html>



## 2. 公民連携プラットフォームのポイント

### (1) 枚方市が考える課題を明確にします

⇒枚方市が積極的に取り組む課題を明確にして公表し、公民連携についての提案を公募します。

プラットフォームの登録事業者には、課題を掲載し、公募する際にメールでお知らせします。

### (2) 公民連携に取り組みやすい環境を整えます

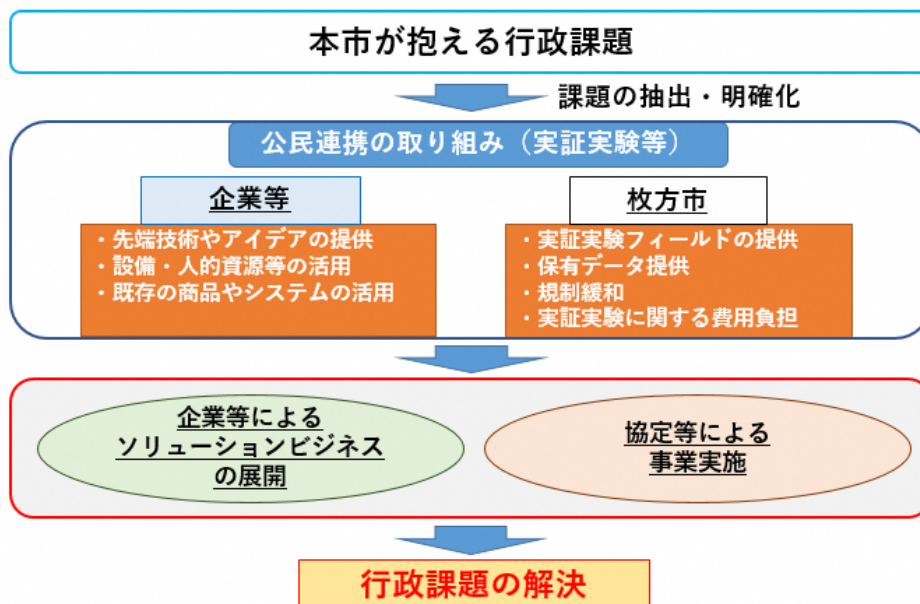
⇒オープンデータや実証実験フィールドの提供等、連携事業を円滑に進めるための環境を整えます。

また、連携実績について枚方市ホームページ等に掲載して広く情報発信してPRを行います。

### (3) 窓口を一元化して協議を円滑に進めます

⇒事業者からのあらゆる提案について、プラットフォーム（政策推進課）が窓口として内容をお聞きし、関係部署と共有しながら、提案内容の実現に向けた検討や調整を進めます。

### 公民連携の取り組みイメージ



## 3. 提案までの流れ（「4. 注意事項」をご了承いただいたうえで登録、提案をお願いいたします。）

### (1) プラットフォームへの登録

枚方市ホームページの登録フォームに必要事項を入力してください。 ※登録は常時受付しています。

登録すると…

枚方市ホームページに 提案を公募する課題を掲載した際と、公募の結果について、メールでお知らせします。

## (2) 提案シートの作成

- ・掲載された課題に対する公民連携についての提案を「提案シート(市の課題に関する提案用)」に記載し、メールにてご提出ください。
- ・市の募集する課題以外にも、事業者からの発案による提案も常時受け付けています。「提案シート(自由提案用)」に提案内容を記載し、メールにてご提出ください。

送付先メールアドレス: [teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp](mailto:teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp)

⇒提案内容について庁内関係部署と共有し、実施の可能性について提案者と協議を進めていきます。

⇒提案を公募する課題については、実施事業数を絞り込むための内容審査を行う場合があります。

## 4. 注意事項

プラットフォームに登録・提案いただく場合は、以下の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。なお、以下の事項及び、記載外の事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 個人(個人で事業を営む方を除く)からの登録・提案はできません。
- 2 次に該当する場合は登録・提案はできません。
  - (1) 法令や公序良俗に反する場合
  - (2) 本市の施策や規程等に反する、又は抵触する場合
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合
  - (4) 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
  - (5) 上記のほか、公共性、公平性に問題がある等、枚方市が提案を受付できないと判断した場合
- 3 提案内容や提案受付後の検討、調整、実施にいたる過程で上記1、2の事実が判明した場合、又は、その他の諸事情により、提案者との調整を行わないことがあります。
- 4 提案に関する内容の審査、ならびに庁内外の関係者との調整については、提案内容によっては時間を要することがありますのでご了解ください。
- 5 提案いただいた内容は、実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。
- 6 提案は、提案者と本市での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、契約の合意・締結となるものではなく、かつ、本市が提案への対応(検討、調整等)や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- 7 提案内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案への対応に係る一切の費用、提案によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 8 提案の実施に関して、法令又は本市の契約手続きの規程等に従い、公募等の調達手続きが必要となる場合があります。その際は本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。
- 9 上記8の場合、提案者の権利等に不都合が生じる箇所がある場合は、提案提出後から本市が公募等を実施するまでの間に、予めその内容、範囲について提案者から本市にご相談下さい。
- 10 提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。  
なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。
- 11 提案内容は、本市の関係する部署へ情報共有させていただきます。
- 12 事業者、団体等の名称・公民連携で取り組む事業内容等を本市のホームページや SNS 等に公表する場合があります。掲載については、提案者と公表内容を協議のうえ行いますが、予めご了承ください。

<問い合わせ>

枚方市役所 総合政策部 企画政策室 政策推進課

TEL : 072-841-1149 (直通) Mail : [teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp](mailto:teian-hirakata@city.hirakata.osaka.jp)